

三条市過疎地域の地域医療体制確保に係る業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 件名

三条市過疎地域の地域医療体制確保に係る業務

(2) 目的

少子高齢化の進行が著しい三条市下田地域（以下「下田地域」という。）において、過疎地域内の住民が将来に渡って安心して医療が受けられる体制を確保する必要があるため、地域内あるいは市内の医療資源を活用した在宅医療提供体制の構築を図るもの

(3) 内容

ア 市全体において今後、在宅医療の需要が高まる一方で、在宅医療を担う医師の不足が見込まれることから、過疎地域の医療を他地域の医師が担うことをができるよう、市全体の在宅医療の需要や医療の供給量を把握する。

イ 将来的な医療体制の維持が懸念される下田地域において、D to P with Nによるオンライン診療をモデル事業として実施し、地域あるいは市内の医療資源を活用して、地域住民が安心して受診できる医療の持続的な提供体制を構築するとともにその検証を行う。委託事業において実施するオンライン診療の実施類型は次のとおりとする。

(ア) 居宅型

看護師が通信機能のあるタブレット端末等を患者宅に持参し、患者の診療支援を行う。医師が医療機関から居宅の患者に対してオンライン診療を実施する。

(イ) 巡回診療型

看護師が集会所等の施設に出向き、施設に来所した患者に対し、医師が医療機関からオンライン診療を実施する。

2 業務内容

(1) 在宅医療の需給状況調査

ア 市内医療機関の現状分析（人材配置、診療体制、経営状況、DX 導入状況等）

イ 課題抽出（医師・看護師・薬剤師等の確保、救急対応、在宅医療推進、ICT活用等）

ウ 市・医療機関・関係団体へのヒアリング実施

エ 報告書の作成

オ 事業報告書及び成果報告書の作成・提出

(2) オンライン診療実施体制の構築

ア 前提条件

- (ア) オンライン診療を実施する範囲は三条市下田地域内とする。
- (イ) オンライン診療の開始は令和 8 年 11 月 1 日（予定）とする。
- (ウ) オンライン診療を実施する医療機関は市が市医師会と協議して選定する。
受託者は医療機関の選定後、市及び医療機関とオンライン診療実施体制に係る事項について協議し、3 者合意の下、体制構築を進めることとする。
- (エ) オンライン診療に係る診療報酬は、診療を行った医療機関に支払われることとする。
- (オ) オンライン診療に必要な機器、サービスやシステムは受託者が選定し、市が購入したものを医療機関に無償貸与する。機器等の整備費用の上限額は 2,554,000 円以内（消費税及び地方消費税含む。）とする。

イ 業務内容

- (ア) 医師や看護師、補助者等診療体制の検討
 - ・オンライン診療の診療体制の検討、整備
 - ・従事者への研修
- (イ) 患者宅の他、公民館や集会所等、診療場所の検討
 - ・各実施場所の環境調査
 - ・設備設置、運用テスト
 - ・実施場所ごとの課題と改善策の提案
- (ウ) 通信環境の調査及びネットワーク環境の整備
 - ・実施場所の通信速度や安定性等の調査
 - ・最適なネットワーク環境の検討、整備
 - ・セキュリティやバックアップシステムの検討、整備
- (エ) オンライン診療に必要な機器等の選定、整備
 - ・オンライン診療に必要な機器、適切なサービスやシステムの選定、整備
 - ・セキュリティ対策の整備
 - ・必要に応じてシステムのアップデート及び保守
- (オ) 診療予約から会計までの運用方法の検討、体制整備
 - ・予約体制の検討、構築
 - ・保険請求及び会計方法の検討、構築
 - ・処方薬の受渡し、配送方法の検討、構築
 - ・利用者、従事者の支援
- (カ) オンライン診療を通じた効果検証等
 - ・患者満足度調査
 - ・効率性、コスト効果の分析

- ・課題に対する改善策の提案
- ・令和9年度以降の継続実施に向けたマニュアル作成
- ・関連する診療報酬や補助金等の情報提供
- (キ) 本市及び医療機関への報告及び打合せ
 - ・必要に応じて対面又はオンラインによる打合せの実施

3 成果物

(1) 成果物一覧

- ア 事業実施計画書
- イ 運用マニュアル（患者用・医療機関用）
- ウ 研修実施報告書
- エ 中間報告書（必要に応じて）
- オ 事業報告書（最終報告書）

(2) 納品方法

- ア 電子媒体1部と紙媒体1部を提出すること。
- イ 紙媒体については打合せ時版と最終版を提出すること。
- ウ 電子媒体は打合せや確認のために都度電子メール等で送信するが、最終的にはCD-R等でまとめて納品すること。

4 法令等の遵守

業務の実施に当たり、関係法規を遵守すること。

5 危機管理

- (1) 本業務の実施に当たっては、様々な障害、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、また業務の遂行が困難となった場合、本市と受託者で速やかに協議し、対応策を講じて解決すること。
- (2) 事故等が発生した場合は、速やかに事故報告書を提出すること。

6 その他

(1) 再委託先に対する責任

- ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。
- イ 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

(2) 秘密保護

- ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならな

い。業務委託期間終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(3) 留意事項

ア 本業務に係る成果品の引き渡し後 1 年間以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合の補修を行うこと。

イ 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

ウ 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、本市と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。